

平成 26 年 1 月 17 日

北海道経済産業局
局長 増山壽一様

北海道生活協同組合連合会
会長理事 麻 田 信 二

灯油の適正価格と安定供給についての要請書

寒冷の候、貴職におかれましては益々ご清栄のことお喜び申し上げます。

平素より、当連合会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、今年取り組みました北海道電力料金値上げ抑制に当たりましては、多大なご尽力を賜り深く感謝申し上げる次第です。

消費者にとりまして、昨今のアベノミクスによる円安進行は、小麦・大豆・コーンなど輸入商品そのものの値上がりと、それらを原材料とした製品の値上がりが相次ぎ家計に大きな影響を与え、加えて次年度の消費税率のUPを控え、暮らしを巡る状況は一段と厳しさを増しています。

さて、ご承知のように雪国北海道に暮す私たちにとりまして「灯油」は、生活に欠かすことの出来ない必需品であります。しかし、10年前 50 円／l だった灯油価格が、今年は 100 円／l を超え、消費者の生計を圧迫しています。

私たち消費者の灯油行政への願いは「適正価格と安定供給」にあります。

今年、6月3日消費者庁意見交換会での阿南長官の発言「北国における灯油は公共料金に準じる」は、私たち消費者の思いを端的に表現したものであり、私たちの行動を後押しいたただくものとなりました。

また、兼ねてから懸念のありました石油製品の価格決定の現状に対する不透明感・不公平感に対して、7月の公正取引委員会のガソリンの取引に関する調査報告では、「元売が、系列特約店、特に、一般特約店にとって相対的に高い仕切り価格を設定し、その仕切り価格の設定にあたり十分な情報の開示や交渉が行われていない場合が見られた」「これらの行為は、一般的にみて、取引上優越した立場にある元売が、一般特約店に対し、一方的に、競走上不利な取引条件を課している恐れのあるものであり、(中略)・・・・・公正な競争環境を整備するという観点からみて不適切である」との指摘がありました。

さらには、10月の資源エネルギー庁が、「公正取引委員会によって仕切り価格の構成要素の開示を求められている」中実施された、元売への質問項目、①燃料供給不安地域や離島に対する取り組み②今年度の灯油安定供給対策③災害に強い供給体制づくり等に見られる質問項目の内容は、この間の私たち消費者の主張や要望の切実さを裏付けるものとなりました。

今年、10月1日には、北海道生活協同組合連合会として、東北6県の生協連と連名で、経済産業大臣・総務大臣・消費者及び食品安全内閣府特命大臣に対して家庭用灯油に関する要請書を出し、灯油の「灯油の適正価格と安定供給」実現に向けて、行動を起こしているところであります。

貴職おかれましてはかかる状況をご判断の上、道民・消費者が安心して春を迎えるよう、関係各位へ「灯油価格の適正化」「数量の安定確保と安定供給

確保」を強くご指導されますよう要請する次第です。よろしくお願ひ申し上げます。

＜要請事項＞

1. 灯油価格が適正な価格に是正され維持されるよう指導してください。

- (1) 石油業界が主張する、灯油価格の市場連動性の「市場」実態(取引規模・市場参加者とその数など)を把握して下さい。
- (2) 灯油価格に影響を与える圧倒的取引量は、系列仕入れと考えます。
 - ①私たちは、円換算での「C I F(日本到着)価格」基準による価格決定が恣意的でなく、合理的価格決定方式と考えています。原油相場の先取り、且つ週次変動での仕切り価格の決定では、販売店での対応努力は限界があります。加えて、消費者は見通しを持って家計運営に当たれません。
 - ②11月開催された平成25年度北海道地域灯油意見交換会での消費者代表からの意見の多くは、価格の抑制・不透明な価格決定システムに対する意見でした。
 - ③しかし、消費者が抱いている、灯油価格への不透明性や合理的根拠への疑問に対して、説明責任のある元売各社は、責任を果たしていない状況にあります。
 - ④ちなみに、電力会社の料金設定には、燃料費調整の仕組みがあり、「原油・海外炭などの平均燃料価格」の上下によって、毎月電気料金は調整されています。北電の電気料金は9月に値上げ申請が認可され上がりましたが、燃料費調整制度により10月▲0.19%11月▲0.19%の値下げがあり、12月は+0.19%1月は0.19%値上げされておりますが、価格決定の仕組みに対する合理性や納得感があります。

2. 安心できる灯油の量確保と安定供給を指導してください。

- (1) 灯油備蓄基地と備蓄量の確保、配送デポの拡大と分散化が必要です。
11月に開催されました、平成25年度北海道地域灯油意見交換会で出されました、資料によりますと、道内の備蓄量は日数換算で全国平均より少ない状況とのことです。
- (2) 緊急時(大規模停電や大雪)の対応計画作りを指導してください。
 - ①3.11 東日本大震災や室蘭地方で発生した大規模停電での教訓は、備蓄基地の分散配置や備蓄量の確保など災害に強い供給体制づくりとなっています。
 - ②また、SSが三箇所以下しかない過疎SS市町村は北海道には57箇所あるとの報告がありました。この数字は、北海道の市町村数の57/179=31.8%に相当します。
- (3) モデル事業の進捗状況の把握と今後の方向性について報告してください。